

2021年1月29日

認知症研修認定薬剤師 認定者各位

一般社団法人日本薬局学会  
会長 首藤 正一  
(捺印省略)

#### 認知症研修認定薬剤師制度における認定期間の延長と更新要件の特別措置について

昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応措置により、認定期間を1年間延長し、2020年6月1日に電子メールにて全認定者に通達いたしました。しかしながら今年になっても、同ウイルスの感染は収束の傾向を見せないことから、本会では現地集合型研修の開催を引き続き見合わせております。従来のようにワークショップや学術総会、研修会を開催できるまでの特別措置として、認定期間（更新期限）を1年間延長します。

昨年6月に延長措置をした際に、下記1のとおり認定期間をそれぞれ3月末日に統一いたしました。ご自身の認定期間をお確かめいただき、更新に備えてください。

なお、認定更新については、従来の実施細則第5条更新要件および更新方法に指定した単位を取得し、また合わせて症例報告書（介入事例）を1例提出することを定めておりましたが、現地集合型研修が再開するまでの特別措置として、症例報告書1例の提出をもって認定更新申請を受理することを決定しました。

#### 記

##### 1. 認定期間の延長について

認定期間については、昨年1年間延長する措置をしましたが、さらに1年間の延長を行います。

例：2021年3月末日までの認定期間の認定者→ 2022年3月末日まで延長  
上記の例の場合、更新申請期間は2022年3月1日～4月30日までとなります。

それぞれの合格年度ごとに認定期間は以下のとおりとします。

第1回試験合格者 2022年3月末日

第2回試験合格者 2023年3月末日

第3回試験合格者 2024年3月末日

第4回試験合格者 2025年3月末日

なお、既に初回の更新を済ませている方は、更新後の認定期間に1年間を加えてください。

## 2. 認定更新の要件について

認知症研修認定薬剤師制度実施細則 「第5条 更新要件および更新方法」第1講に定めた更新要件の単位については、本会にて従来どおりの研修を実施できるまでの特別措置として、症例報告書（介入事例）1例を提出することで更新申請を行ってください。

従来どおりの更新要件での申請になる際は、改めて通達します。

なお、以下、第2, 3項については変更ありません。

第2項 更新申請時に日本薬局学会の正会員であること。

第3項 更新申請の受付期間は、認定期間の期限の前後1ヶ月で申請をすること。

## 3. 更新の際の必要書類について

実施細則 第5条第4項に定めた書類のうち、症例報告書1例のみで更新する際は、以下の書類を提出してください。

- ①認定更新申請書（書式は日本薬局学会ホームページよりダウンロード可能）
- ②日本薬局学会正会員会員証（日本薬局学会ホームページより印刷可能）
- ③薬剤師認定制度認証機構等が認めた研修認定薬剤師証明証の写し
- ④症例報告書（介入事例）1例
- ⑤認定更新料振込明細の写し

以上